

行政評価（事務事業評価）の概要

施策・事業の優先度設定

厳しい財政状況の中で、市民の納得を得ながら「最小の経費で最大の効果」を挙げるためには、これまでの「あれもこれも」から「あれかこれか」による事業の選択と集中が欠かされてきている。このため、事業の優先度設定を行い、事業の重点化と取捨選択を行う。

具体的には、事業を次の「事業の性質」と「事業を取り巻く状況」の2つの観点から分類する。

事業を取り巻く状況

事業を取り巻く状況は、次の視点から分類する。（右図のAからFを参照）

- 事業の緊急性
- 事業の必要性
- 事業の熟度
- 事業の見直し、経費節減の余地

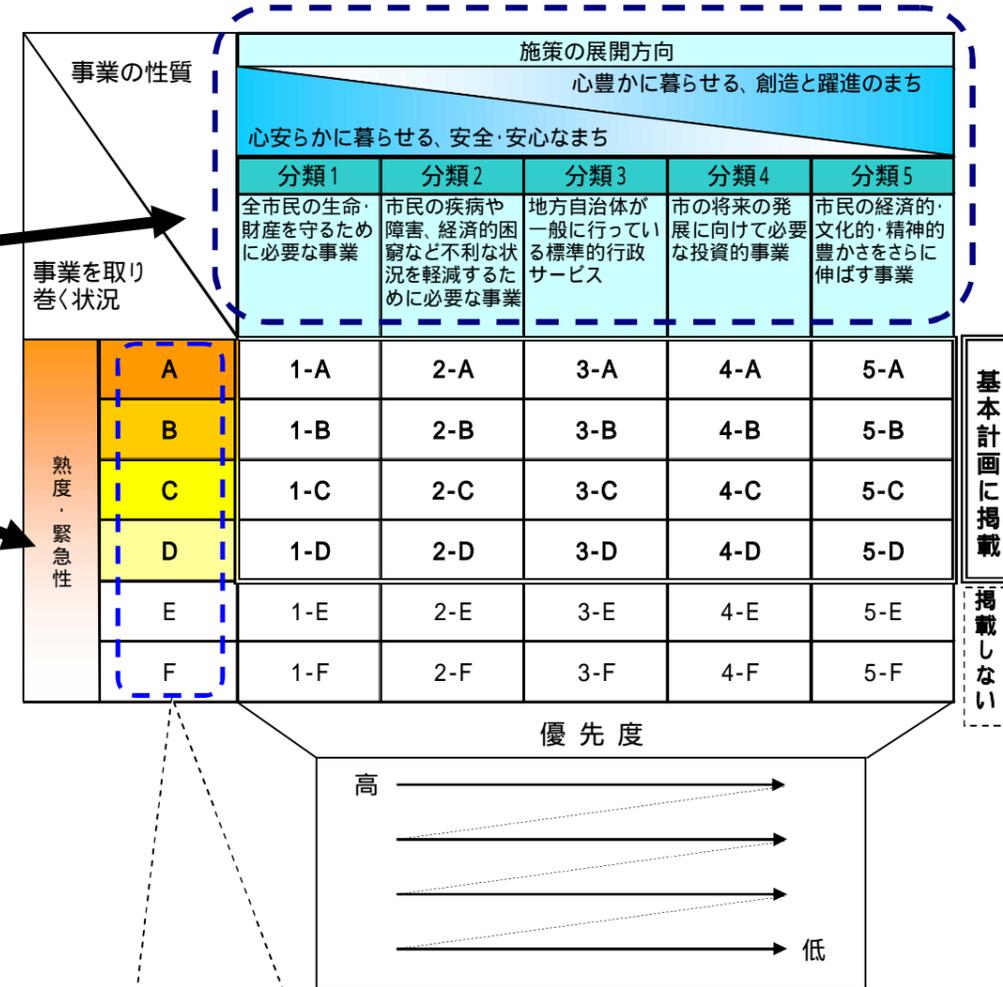
事業の性質

事業の性質は、次の視点から分類する。（右図の分類1から分類5を参照）

- 生命・財産の保証の度合い
- 豊かさの創造の度合い
- 事業実施に関する市の裁量の度合い
- 事業の義務的度合い

一般的に、総合計画基本構想における「心安らかに暮らせる、安全・安心なまち」を実現するための施策や事業(分類1、2)は、国・県からの義務付けの度合いが高いなど、市の財政状況や政策判断に係わらず、必ず実施しなければならないものが多く、「心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち」に分類される事業(分類4、5)より、必然的に優先度が高くなる傾向になる。

なお、各事業は毎年度終了するものや新規に行なうものが発生するため、毎年度見直される事業計画（実施計画）で、適宜見直しを行っていく。



「事業を取り巻く状況」による分類
より緊急性が高く、事業を行う環境が整っているものを優先します
A: 事業計画に基づき積極的に推進、国県の制度に倣い推進
B: 事業計画に基づき事業を推進
C: 事業計画の見直しを行いながら事業を推進
D: 大幅な事業計画の見直しを行いながら事業を推進
E: 事業計画を見直しのうえ事業着手を検討
F: 事業を廃止、凍結

基本計画に掲載
掲載しない